

健生難発 0617 第 2 号
令和 6 年 6 月 17 日

各 { 都道府県衛生主管部（局）長 }
 { 指定都市衛生主管部（局）長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
(公 印 省 略)

難病の患者に対する医療等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領の一部改正について

「指定医の指定について」（平成 26 年 11 月 21 日健疾発 1121 第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）の別紙「難病の患者に対する医療等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領」について、別添新旧対照表のとおり改め、令和 6 年 6 月 17 日から適用することとしたので、貴職におかれても、御了知の上、実施に遺漏のなきよう配意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

指定医指定事務取扱要領 一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
<p>別紙</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する 指定医の指定に係る事務取扱要領</p> <p>平成26年11月21日健疾発1121第1号 平成29年12月21日健難発1221第6号 平成31年4月24日健難発0424第1号 令和4年3月17日健難発0317第5号 <u>最終一部改正 令和6年 月 日健生難発 第 号</u></p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要領により行う。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 指定医の区分</p> <p>指定医は、規則第15条第1項第1号に規定する難病指定医（以下「難病指定医」という。）及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「協力難病指定医」という。）とし、都道府県知事等が、医師の申請に基づき、当該区分に応じ、指定すること。</p> <p>1 難病指定医</p> <p>難病指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第20号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した</p>	<p>別紙</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する 指定医の指定に係る事務取扱要領</p> <p>平成26年11月21日健疾発1121第1号 平成29年12月21日健難発1221第6号 平成31年4月24日健難発0424第1号 <u>最終一部改正</u> 令和4年3月17日健難発0317第5号</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要領により行う。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第 指定医の区分</p> <p>指定医は、規則第15条第1項第1号に規定する難病指定医（以下「難病指定医」という。）及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「協力難病指定医」という。）とし、都道府県知事等が、医師の申請に基づき、当該区分に応じ、指定すること。</p> <p>1 難病指定医</p> <p>難病指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第20号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した</p>

経験を有する医師のうち、次のいずれかに該当する者であって、かつ、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。

① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

ただし、「難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領の一部改正について」（令和6年6月17日付け健生難発0617第2号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）による改正前の別紙1の専門医の資格については、従前どおりとして取り扱って差し支えない。

② (略)

2 (略)

第3～第7 (略)

別表1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
(略)	(略)
<u>日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会</u>	耳鼻咽喉科専門医
(略)	(略)
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科・ <u>泌尿器科・脳神経外科</u> ）専門医
(略)	(略)
日本老年医学会	<u>老年科専門医</u>
(略)	(略)
日本周産期・新生児医学会	<u>新生児専門医</u> <u>母体・胎児専門医</u>
(略)	(略)
日本専門医機構	<u>内科専門医</u> (略)

経験を有する医師のうち、次のいずれかに該当する者であって、かつ、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。

① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

② (略)

2 (略)

第3～第7 (略)

別表1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
(略)	(略)
<u>日本耳鼻咽喉科学会</u>	耳鼻咽喉科専門医
(略)	(略)
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
(略)	(略)
日本老年医学会	<u>老年病専門医</u>
(略)	(略)
日本周産期・新生児医学会	<u>周産期（新生児）専門医</u> <u>周産期（母体・胎児）専門医</u>
(略)	(略)
日本専門医機構	<u>総合内科専門医</u> (略)

リハビリテーション科専門医

総合診療専門医

(削る)

別表2 (略)

リハビリテーション科専門医

(新設)

消化器病専門医

循環器専門医

呼吸器専門医

血液専門医

内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門
医

糖尿病専門医

腎臓専門医

肝臓専門医

アレルギー専門医

感染症専門医

老年病専門医

神経内科専門医

消化器外科専門医

呼吸器外科専門医

心臓血管外科専門医

小児外科専門医

リウマチ専門医

小児循環器専門医

小児神経専門医

小児血液・がん専門医

周産期専門医

婦人科腫瘍専門医

生殖医療専門医

頭頸部がん専門医

放射線治療専門医

放射線診断専門医

手外科専門医

脊椎脊髄外科専門医

集中治療専門医

消化器内視鏡専門医

別表2 (略)

様式第1号～7号 (略)

様式第1号～7号 (略)

難病の患者に対する医療等に関する法律
 施行規則第十五条第一項第一号イに規定
 する厚生労働大臣が定める認定機関が認
 定する専門医の資格

(平成二十六年十一月二十一日)

(厚生労働省告示第四百三十三号)

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年
 厚生労働省令第二百一十一号)第十五条第一項第一号イの規定に基づ
 き、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一
 項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専
 門医の資格を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第
 一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認
 定する専門医の資格

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項
 第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門
 医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専
 門医の資格とする。

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医

日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科頭 頸部外科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学 会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学 会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学 会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテー ション医学会	リハビリテーショ ン科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医

日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科)専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年科専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本血管外科学会	

日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	新生児専門医
児医学会	母体・胎児専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊椎外科学会	脊椎脊椎外科専門医

日本脊椎脊髄病学 会	集中治療専門医
日本集中治療医学 会	集中治療専門医
日本消化器内視鏡 学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	内科専門医 小児科専門医 皮膚科専門医 精神科専門医 外科専門医 整形外科専門医 産婦人科専門医 眼科専門医 耳鼻咽喉科専門医 泌尿器科専門医 脳神経外科専門医 放射線科専門医 麻酔科専門医 病理専門医 臨床検査専門医 救急科専門医

形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
総合診療専門医

附 則 (令和六年六月一七日厚生労働省告示第二二二号)

(適用期日)

1 この告示は、告示の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の際現にこの告示による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格又は児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格に定める専門医の資格を有する者に係る専門医の資格については、なお従前の例による。